

東海市観光物産プラザ管理規則

平成24年6月29日

規則第37号

東海市観光物産プラザ管理規則をここに公布する。

東海市観光物産プラザ管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東海市観光物産プラザの設置及び管理に関する条例(平成24年東海市条例第17号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、東海市観光物産プラザ(以下「観光物産プラザ」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(臨時休館日等の公表)

第2条 市長は、条例第4条第2項の規定により観光物産プラザを臨時に開館し、又は臨時に休館する場合には、5日前までにその旨を公表するものとする。

(利用の許可)

第3条 条例第6条第1項の規定により物産コーナーの利用について許可を受けようとする者は、利用申込書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書は、条例第5条第1項に規定する者にとっては利用日前90日から2日までに、同条第2項に規定する者にとっては利用日前60日から2日までに提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項の申込書の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

4 市長は、第1項の申込書を受理した場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、利用承諾書を申請者に交付するものとする。

5 物産コーナーの利用の許可を受けた者(以下「物産コーナー利用者」という。)は、利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し及び変更)

第4条 物産コーナー利用者は、利用許可の取消し又は変更を受けようとするときは、利用日前7日までに市長に申し出なければならない。

(使用料の還付)

第5条 条例第12条ただし書の規定により既納の使用料を還付することができる場

合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 物産コーナー利用者の責めによらない理由で利用することができない場合
使用料の全額

(2) 物産コーナー利用日前7日までに利用許可の取消しを申し出て、市長の承認を受けた場合 使用料の全額

(3) 前2号のほか、市長が特別の理由があると認める場合 その都度市長が定める額

(入館の制限等)

第6条 市長は、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者その他観光物産プラザの管理上支障があると認める者に対して、観光物産プラザの入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(行為の禁止)

第7条 観光物産プラザにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 所定の場所以外において、飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること。

(2) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼすような行為をすること。

(3) 許可を受けずに広告類等の掲示若しくは配布、物品の展示若しくは販売又はこれらに類する行為をすること。

(4) 他人に危害を加え、又は迷惑となる物品、動物等を携帯すること。

(5) 前各号のほか、係員の指示に反する行為をすること。

(損傷等の届出)

第8条 利用者は、観光物産プラザの設備又は器具等を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその理由を付けて市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

第9条 条例第14条第1項の規定により指定管理者に観光物産プラザの管理を行わせる場合における第2条から第4条まで、第6条、前条及び次条の規定の適用については、第2条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「条例第4条第2項」とあるのは「条例第14条第4項において読み替えて適用する条例第4条第2項」と、第3条第1項中「条例第6条第1項」とあるのは「条例第14条第4項において読み替えて適用する条例第6条第1項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、

同条第2項中「同条第2項」とあるのは「条例第14条第4項において読み替えて適用する条例第5条第2項」と、同項ただし書中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第3項中「午前8時30分から午後5時15分まで」とあるのは「観光プラザの開館時間」と、同条第4項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条、第6条及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、次条中「市長」とあるのは「市長の承認を受けて指定管理者」とする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年8月3日から施行する。
- 2 物産コーナーを利用しようとする者は、この規則の施行の日前であっても、第3条第1項から第3項までの手続に従い、利用申込書を提出することができる。